



東京都大田区蒲田  
5の10の2  
全日本港湾労働組合機関紙  
(組合員の購読料は  
組合費の中に含む)  
発行責任者  
松永英樹



# 春闘方針特集号

## 2023年 春闘方針 (案)

2023年春闘方針(案)は、2022年12月5日、6日に開催した第3回中央執行委員会で議論がおこなわれ、確認された。今後、各地方の職場討議を経て、1月31日開催予定の第4回中央執行委員会で最終確認をおこなない、1月31日、2月1日に開催予定の第44回中央委員会に提案される。

### I. 23春闘を組織するにあたって

1. 春闘は、労働組合にとって最も重要な運動のひとつであります。組合員全体の賃金の底上げや労働条件の改善など、「集団的労使関係」によってたたかう春闘を

### 2023年春闘方針の提起にあたって

中央執行委員長 鈴木 誠一



2023春闘をたたかうにあたり、現在の厳しい環境を乗り越える取り組みが求められます。2019年に発生した新型コロナウイルスで、3年の間に世界的なパンデミックがおき、海外渡航どころか国内移動にも制限がかかる「緊急事態宣言」など経験する事とな

構築しなければなりません。集団的から個別化へ、産別別から企業別へと労働組合の弱体化が問われる社会情勢を打破するため、全港湾が先頭に立って組合員全体が結束する2023年春闘をたたかいます。

2. 岸田文雄首相が決断した安倍晋三元首相の「国葬」が終わり、岸田氏は政権の立て直しに躍起となっています。国葬の決定では、国会の意向を聞かず、拙速だったことを反省し、今後の政権運営では「丁寧な説明を尽くす」という岸田首相

ですが、国葬問題で露呈したのは、岸田氏の宰相としての判断力の欠如だったと言われています。10月3日から開催された臨時国会では、安倍氏の銃撃事件に端を発した世界平和統一家庭連合(旧統一教会)と自民党との関係が追及されまし

ルギー産出国と、穀物の生産輸出の間での戦争であるために世界的な物価高騰は深刻な事態となっています。疫病と戦争は大変に困難な問題ではありますが、現代社会の脆さを露見させました。改めて平和の大切さや尊さを確信し守らなければなりません。これまで全港湾は労働組合運動の原則を貫いてきました。労働組合運動の原則は「賃上げ」と「魅力ある職場環境・労働条件の確立」です。電気・ガスなどの光熱費の高騰に限らず、全ての物が大きく値上がりしているという事は昨年と同じ生活水準を維持することが出来な

たが、同時に物価対策や原発新增設、防衛費の増額といった諸課題を抱える岸田首相の支持率は低下が止まらず、求心力を失い政権崩壊の危機が続いています。このような国民不在の政治、権力と金

にまみれた政治を改めるためにも、今こそ野党共闘をさらに強化して岸田政権を打倒し、戦争法制廃止、平和憲法堅持、脱原発を目指す政治づくりを目指して、2023年春闘をたたかいます。

3. 国土交通省港湾局は「港湾労働者不足対策アクションプラン」を22年度に改正省令公布・施行に向けて手続きを進めていますが、中には事業者間の協業を促す特別の創設や事業協同組合の活用、荷役機器の共同化による協業の促進など、港湾の規制を緩和し、港湾利用者や大手港運

かわれました。解決に時間を要したのは賃上げの確認が取れなかったことにあります。全港湾23春闘は例年にも増して「大幅賃上げ」にこだわりを持たなければなりません。また、全港湾は港湾・自動車に限らず、あらゆる職種で成り立っています。全ての組合員が誇りを持って働くための労働条件向上を確立しなければなりません。全ての職種に当てはまりますが、特に港湾・物流の人員不足が深刻になる前に「労働条件向上」を勝ち取り若い人たちに選択される職業・業種としなければなりません。

事業者者に有利な仕組みを作ろうとしてい

### II. 情勢の特徴について

#### 1. 国際情勢について

- (1) 依然として続いているロシアによるウクライナ侵略は、世界経済に多大な影響を与え続けている。(以下省略)
- (2) 11月8日に行なわれたアメリカ連邦議会の上院の一部(定数100、改選35)と下院の全員(定数435)を決める中間選挙で、野党の共和党が4年ぶりに下院の過半数を取り戻した。(以下省略)
- (3) 11月12日、カンボジアの首都プノンペンで開催された、日中韓と東南アジア諸国連合(ASEAN)首脳会議で、岸田首相は相次ぐ北朝鮮の弾道ミサイル発射について「国際社会に対する深刻な挑戦で、到底看過できない」と非難した。(以下省略)
- (4) また、岸田首相は11月17日、中国の習近平国家主席と対面ではおよそ3年ぶりになる日中首脳会談を行い、日中関係の発展に向けて、首脳間も含めあらゆるレベルで緊密に意思疎通することによって一致した。(以下省略)
- (5) 11月18日、内閣官房は北朝鮮から弾道ミサイルの可能性のあるものが発射されたことを発表した。(以下省略)

#### 2. 国内情勢について

- (1) 内閣府が11月15日に発表した、7月〜9月の実質GDP(国内総生産)・2015(暦年連鎖価格)の成長率は、前の3ヶ月と比べた実質の伸び率が年率に換算して
- (2) 依然として続いているロシアによるウクライナ侵略は、世界経済に多大な影響を与え続けている。(以下省略)
- (3) 11月8日に行なわれたアメリカ連邦議会の上院の一部(定数100、改選35)と下院の全員(定数435)を決める中間選挙で、野党の共和党が4年ぶりに下院の過半数を取り戻した。(以下省略)
- (4) 11月12日、カンボジアの首都プノンペンで開催された、日中韓と東南アジア諸国連合(ASEAN)首脳会議で、岸田首相は相次ぐ北朝鮮の弾道ミサイル発射について「国際社会に対する深刻な挑戦で、到底看過できない」と非難した。(以下省略)
- (5) また、岸田首相は11月17日、中国の習近平国家主席と対面ではおよそ3年ぶりになる日中首脳会談を行い、日中関係の発展に向けて、首脳間も含めあらゆるレベルで緊密に意思疎通することによって一致した。(以下省略)
- (6) 11月18日、内閣官房は北朝鮮から弾道ミサイルの可能性のあるものが発射されたことを発表した。(以下省略)

ます。また地方港での中小の港運事業者にとって事業運営をなく奪するようなものとなっています。

4. 全港湾の基本は、大衆路線であり、職場討議にあります。要求を実現するためには、日常的な組合活動が重要です。労働組合幹部が先頭に立って、全組合員が一丸となって結束し、2023年春闘をたたかいます。

マイナス1.2%と、4期ぶりのマイナスとなった。新型コロナウイルスの感染拡大の影響で個人消費が伸び悩んだうえ、輸入が膨らんで海外への支払いが増え、外需がマイナスになったこともGDPの伸び率を押し下げた。(以下省略)

(2) 12月6日召集の臨時国会で審議される2022年度補正予算案で、軍事費(防衛関係費)は過去最大の7,738億円が盛り込まれた。これまでの補正計上額で最も多かった19年度の4,287億円の1.8倍という異例の規模で、12年末に発足した第2次安倍晋三政権以降、右肩上がり増額を続けてきた軍事費をさらに補正で大幅に積み増そうとする大軍拡計画である。(以下省略)

(3) 毎月労働統計調査の2022年10月分結果確報では、現金給与総額(就業形態計)は279,388円(1.7%増)で、決まって支給する給与は266,404円(1.8%増)となっており、一般労働者の現金給与総額は361,969円(1.6%増)で、きまって支給する給与は343,641円(1.7%増)となっています。(以下省略)

(4) 物価上昇が止まらない。家庭で消費するモノやサービスの値動きをみる消費者物価指数が、「値上げラッシュ」となった先月・10月は天候による変動が大きい生鮮食品を除いた指数が去年の同じ月を3.6%上回った。(以下省略)

東京新聞によると、『労使や政府、識者

から、賃上げ交渉の本番となる来年の春闘を、「日本経済の転換点」と位置付ける発言が相次いでいる。ほぼ動かなかった物価が最近、急激に上がり、ここで賃金が続かなければ経済全体が沈みかねないからだ。(以下省略)

### 3. 港湾を取り巻く情勢について

(1) 港湾および海運に関する世界最古のジャーナルである英ロイスリストは22年9月9日、2020年度の年間コンテナ取扱量をランキング化した「世界コンテナ貨物量上位100港」の実績をまとめて発表した。(以下省略)

(2) 海運大手3社の昨年度1年間の決算は、最大手の日本郵船の最終的な利益が初めて1兆円を超えるなど、いずれも過去最高となった。(以下省略)

(3) 国土交通省港湾局の2023年度予算概算要求では、令和5年度予算においては、「経済社会活動の確実な回復と経済好循環の加速・拡大」、「国民の安全・安心の確保」、「豊かで活力ある地方創りと分散型国づくり」を3本柱とし、重点的に取り組むとしており、①感染症の拡大防止を前提とし、大きなダメージを受けた経済社会活動を確実に回復させるとともに、経済の好循環を加速・拡大させるため、GXやDXなどを原動力とする、生産性の向上、国際競争力強化に取り組みとされている。(以下省略)

(4) 国土交通省港湾局が策定中である、「港湾労働者不足対策アクションプラン」は、「未来の港湾物流の維持・発展のため」と称し、実態調査を基に港湾荷役の担い手不足の深刻化、経営状態の実態に対応する施策とされているが、具体的な対策としては、①港の仕事を知ってもらう。②働きやすく、働きがいのある職場の確保。③事業者間の協業の促進。④適正な取引環境の実現。を謳っている。問題なのは、事業者間の協業の促進が「新たに港湾運送事業の許可を受ける場合の

基準を弾力化」することや、事業協同組合の運用の弾力化、荷役機器の自己保有基準の特例を創設することであり、この弾力化には規制を緩和することが目的で、労働者不足に対するものとはなっていない。(以下省略)

(5) 世界的な脱炭素に向けた動きの中で、老朽化石炭火力発電所の休止問題が港湾労働者の雇用の喪失という、現実なものとなってきた。北海道電力が6月22日に、奈井江発電所と砂川発電所の休止を港湾事業者さえにも説明がなく突然プレス発表した。これを受けて北海道本地では、地元行政を交えながら雇用を守る取り組みを進めているが、全国で起きうる問題であることから、全国的な問題・取り組みとして雇用と職域を守る運動の構築が求められる。

### 4. 海コン・トラック・バスを取り巻く情勢

(1) 全日本トラック協会が発表した景況感(速報)によると、トラック運送業においては、燃料高騰に対する「燃料油価格激変緩和補助金」及び「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等が奏功し、損益状況が改善したことから、令和4年7月〜9月期の景況感は▲36・6と前回より15・5ポイント改善したとなっており、なお、今後の見通しは、円安による燃料価格の高止まり、資材高などによる損益見通しを織り込み、▲38・1(今回▲36・6)と横ばいの見込みとしている。また、令和5年度トラック関係施策に関する要望として、①自動車関係諸税の簡素化・軽減。②中小企業投資促進税制の延長。③特例措置の延長。④トラック協会が運営する地域防災・災害対策関連施設等について固定資産税の軽減措置の適用を上げている。

(2) 国土交通省自動車局の2023年度予算概算要求では、①・持続可能な自動車運送事業・整備業の確立に向けたデジタルトランスフォーメーション(DX)や働

き方改革等の推進【46億円】、②・脱炭素社会の実現に向けた自動車分野におけるグリーントランスフォーメーション(GX)等の推進【20億円】、③・自動車の技術開発等の促進・適切な保守管理の徹底等【14億円】、④・自動車事故被害者救済、事故防止・安全対策の推進【事項要求】となっている。(総額646億円)

### 5. 各労働団体の取り組み

(1) 連合は、11月24日開催の中央執行委員会において、2023春季生活闘争方針(案)を確認した。基本方針は次の通りで、①GDPも賃金も物価も安定的に上昇する経済へとステージを転換し望ましい未来をつくり上げていくことが必要だ。

「未来づくり春闘」を深化させ、国・地方・産業・企業の各レベルで、日本の経済・社会が直面する問題に対する意識の共有化に努め、ステージを変える転換点とする必要がある。②物価上昇によって働く仲間の生活は苦しくなっており、賃上げへの期待は大きい。とりわけ、生活がより厳しい層への手当てが不可欠であり、規模間、雇用形態間、男女間の格差是正を強力に進める必要がある。③企業内での格差是正の取り組みに加え、サプライチェーン全体で、生み出した付加価値とともにコスト負担も適正に分ち合うことを通じ、企業を超えて労働条件の改善に結びつけていく。④各産業の「底上げ」「底支え」「格差是正」の取り組み強化を促す観点とすべての働く人の生活を持続的に維持・向上させる転換点とするマクロの観点から、賃上げ分を3%程度、定昇相当分(賃金カーブ維持相当分)を含む賃上げを5%程度とする。以上を12月1日開催の第89回中央委員会へ提案する確認をおこなった。

(2) けんり春闘実行委員会は、第2回実行委員会(12月6日開催予定)で、23春闘のスローガンとして、「誰もが安心して働き暮らせる社会の実現!」、「雇用・賃金・労働時間・労働環境・社会保障を問う23

春闘を!」、「軍備増強・改憲阻止!労働者・市民の力で戦争を止めよう!」、「労働を!生活を!そして社会を変えていく23春闘を!」を提案することとしている。

(3) 全労連・国民春闘共闘委員会は、11月24日、国民春闘討論集会を開催し、小畑全労連議長は「消費者物価指数は直近で3・6%上がり、実質賃金は6ヶ月下がった」、「岸田政権の政策からは分配が消え、賃上げの政治責任を果たさず労働移動の円滑化と言いつつ」、「国民の中で起きてくる怒りと結んで、大幅賃上げ、最低賃金全国一律1,500円の運動を広げよう」と発言し、春闘方針案として、物価高騰分と生活改善分月額25,000円(8・19%)と合わせ、10%以上の要求とした。また、黒澤事務局長は、「3万円をめどに議論を話めたい」とし、「25年ぶりの3万円以上の要求になる」と提起した。

(4) 交運労協は2023春季生活闘争の取り組みについて、日本経済の状況は、急激な円安の中、物価も高引いていることにより、消費者物価指数は上昇し続け、企業の業績と国民生活を逼迫させている。新型コロナウイルスの感染拡大により、交通・観光サービス産業の経営実態は、一部で持ち直してきている産業はあるものの、依然として予断を許さない状況が続いている。運輸産業では、荷主等への燃油高騰分の転嫁が十分に行えず厳しい状況である。そして、「2024年問題」を前にして、人員確保を行うためにも、若者を中心として魅力ある賃金・労働条件を構築する必要があるとしている。なお、2023春季生活闘争の具体的な方針については、労働条件委員会および三役・幹事会にて提案することとしている。

(5) 全国港湾は、12月5日開催の常任中央執行委員会、23春闘方針(第2次草案)として、「物価高騰はその対象品目にはらつきがあるとはいえ、3〜10%に達しているとの試算がある。大幅賃上げは日を追うごとに切実性を増している。した

がって、23春闘においては、30,000円以上(或いは10%以上)の要求を掲げて取り組む」とし、「10%の目安は、定期昇給分3%、物価上昇分4%、生活向上分(産別最賃の上げ幅を参照)3%と

## III. 23春闘をたたかうにあたって

1. このような経済情勢のもと、物価は上昇を続け、実質賃金は下がる一方で景気回復が来ないのは当然のことである。政府は、新たな経済対策の裏付けとして一般会計の総額が28兆9,222億円にのぼる補正予算案を閣議決定したが、大企業の貯め込みのため2021年度の日本企業の内部留保の額が51兆6兆4,750億円と過去最高を記録している。港湾では邦船三社が最高益を出す中、港湾事業者への適正な料金の下払いがされていない状況も見られ、そのことが正しい労働分配率が取れない原因となっている。

2. 23春闘は景気回復のために、国民全体で

して整理した」とする方針を提案することを確認した。また、産別制度賃金については、「要求については、22春闘要求を踏襲すること」を合わせて確認した。

賃上げに向かう世論が構築されようとしているが、全港湾にとっては、職場での討議と団結してたたかうことが求められる。中小零細企業の多い港湾業界で、事業者の経営状況を心配することも理解できるが、生活に必要な賃上げを必要とする組合員が港湾産業に魅力を感じず離職することも考えなければならぬ。組合に求められることは何よりも労働条件の引き上げであり、賃金の引き上げである。

3. よって、23春闘をたたかうにあたっては、大幅賃金引き上げを目指し、22春闘の妥結額を必ず上回るたたかいが求められる。

## IV. 具体的な要求について

### 1. 労働条件の引き上げ

(1) 賃金引き上げ

秋から年末の中央執行委員会における討議経過を踏まえ、組合員が一体となつてたたかう23春闘を構築し、新型コロナウイルスの影響を鑑み、雇用の維持を最優先課題とすると同時に、物価上昇分(3・6%)、最低賃金引き上げ率(3・3%)、22春闘での他産業との格差分(1・9%〜1・3%〜0・6%)と定期昇給分(3%)を含め率で10%程度を目指し、賃金引き上げ要求は「基本給一律30,000円」とします。

また、特に今春闘では、今年も政府のすすめる「価値創造のための転換円滑化」施策の取り組みを早い段階で企業に求め、労働条件の向上や大幅賃金引き上げに必要な適正料金確保につながる取り

(2) 職種別最低賃金の確立

① 港湾職種最低賃金(基準内)の確立については、引き続き中央執行委員会と議論をすすめる確立できるように取り組みます。

② トラック職種最低賃金(月間補償額)については、交運労協の賃金実態調査の結果や、今年度に行う「全港湾労働条件調査」などを基に職場討議を行い、当面は地方別最低賃金として、地方ごとの要求とすることを第44回中央委員会で決定します。

③ 一般職種最低賃金(基準内)についても、賃金構造統計や今年度に行う「全港湾労働条件調査」などを基に職場討議を行い、当面は地方別最低賃金として、地方ごとの要求とすることを第44回中央委員会で決定します。

(3) 月給制の確立

月給制の確立は、週休2日制や労働時間短縮の取り組み、非正規労働者の常用化の取り組みの中で重要な要求です。次の条件を基本としてたたかいます。

- ① 現行賃金を引き下げない。
- ② 労働強化につながらない。
- ③ 定年延長と高齢者雇用対策
- ④ 60歳以降の・労働条件・賃金の維持を図るため、65歳定年要求を重要課題として要求します。

② 身分の変更や労働条件の引き下げを行わない65歳定年を基本とし、最低でも厚生年金の比例報酬部分の支給開始年齢に沿った段階的な定年の引き上げを要求します。

③ 定年延長後の継続雇用制度については、一時金も含め退職時の年収80%以上とする改定を要求します。

④ 働かざるを得ない実情も踏まえ、まずは働ける環境づくりを(労供)目指します。

⑤ 労働時間短縮

- ① 8・7・45の順守、年間労働時間1、800時間達成
- ② 週休2日制(土曜日、日曜日)の確立と週40時間規制の厳守
- ③ 「国民の祝日に関する法律」による休日、メーデー(5月1日)、「山の日」の休日の獲得
- ④ 12月30日から1月4日までの年末年始特別有給休日の獲得
- ⑤ 時間外労働、深夜労働、休日労働の割増率の引き上げ

⑥ 働き方改革関連法の制定に伴い、法令順守に耐えうる人員の増員を求めます。

⑦ 労働大臣告示に基づくトラック労働者の労働時間規制を求めます。

⑧ 退職金引き上げ

退職金は、勤続30年1、600万円以上、勤続35年2、000万円以上、勤続40年2、400万円以上、勤続45

年2、800万円以上を求めます。

また、「中退金」加入などにより退職金の確保(保全)を求めます。

(7) 労災企業補償の引き上げ

死亡・1〜3級4、000万円、4級2、750万円、5級2、360万円、6級2、000万円、7級1、670万円、8級1、180万円、9級910万円、10級710万円、11級520万円、12級370万円、13級240万円、14級130万円とします。

特に、8級〜14級の補償額引き上げ(到達)を求めますが、自然災害において労災認定が出た場合の企業補償の支払い(損害保険特約の有無)について確認を求めます。

(8) 育児・介護制度の拡充と協定化

育児・介護休業法の目的と基本的理念に基づき、休業補償の引き上げ(80%以上の補償)を求め協定化を目指します。

(9) ストレスチェック制度の全事業所適用

各地方・支部での統一協定によるストレスチェック制度の導入を求めます。

(10) 女性労働者の権利と労働環境整備の確立

- ① 積極的な採用と女性を含めた労働者の平等の権利とパワハラ、セクハラ対策も含めた、労働環境整備を求めます。
- ② 「パワハラ防止法」に基づき、相談窓口の設置と社内規定整備に取り組むための労使による委員会や協議会の設置を求めます。

(11) 伝染病における休業補償

伝染病対策としての休業に対して、基準内賃金保障はもとより、労基法12条に基づく日額保障以上を求め、私傷病協定を締結している地方・支部は協定の適用拡大を求めます。また、新型コロナウイルス感染症について、その扱いを季節性インフルエンザと同じ「5類感染症」に変更することに反対し、港湾・海コン・トラック(バス・タクシー)・介護家政職職種については、エッセンシャルワーカーとしての位置付けから、国・厚生労働省に対し、引き続きワクチン接種の無

料化を求めていきます。

## 2. 港湾労働者のたたかい

週休2日制(2020年到達)や時間外算定基礎分母(2025年到達)の改定闘争、継続的な取り組みとこれまで積み上げてきた産別協定の活用(適用)、そして港湾に大きな影響をもつ港湾政策に対する取り組みをすすめます。22春闘後に実施した港湾関係分会労働条件調査を基礎資料として、全国港湾の産別課題を前進させるために、全国港湾の決定に基づいたたたかいをすすめます。

具体的には全国港湾2023年春闘方針(案)を一部抜粋し、詳細については全国港湾2022年春闘方針(案)参照とします。

- (1) 23春闘の重点課題(全国港湾)
- ① 23春闘の最大の焦点は賃金引き上げ
- ・日港協に22春闘協定第1項(2)を直ちに実践させる
- ・各単組は30,000円以上(或いは10%以上)の賃上げ要求を掲げてたたかう
- ・産別制度賃金は、産別最賃(184,200円)を含め、22春闘要求を踏襲するが、標準者賃金については、277,000円を要求する。
- ② 港湾「合理化」反対、雇用と職場を守る「労使の取り組み」
- ・港湾施策・ユーザーの施策には労使合意を前提とする
- ・認可料金の復活・適正料金の確保で労働条件・雇用・人材の確保
- ・石炭荷役に係る職場を奪う行政施策に反対
- ・職域・業域の確保と継続的課題
- ・長時間労働の抑制、休日・休暇の拡充のため、5・9協定改定を要求する。
- (土曜・日曜を休日とし、適用は全港・全職種、時間外算定基礎分母は14.3時間)
- ・検査職種・指定事業体の諸課題
- ・関連職種の「週休二日制、時間外分母

短縮、65歳定年制の実現

- ・2025年定年延長実施協定の実現に向けての促進と通減なしの実施
- ・「人員不足」問題に対する労使の取り組み
- ・安心・安全・港湾労働者の命と健康を守る取り組み

④ 港湾運営・港湾労働政策に係る諸問題について

- ・国交省の人員不足対策「アクションプラン」の「お手伝い特例」について反対
- ・安定化協議会・港湾労政懇話会の活用
- ・事前協議制度運営の強化
- ・非効率石炭火力発電施設の休・廃止に伴う石炭荷役・雇用問題
- ・横須賀新港ふ頭へのフェリー就航に係る雇用と就労の問題
- ・秋田港における産別労使協定順守と港湾運送秩序の確立
- ・国際戦略港湾政策をはじめ港湾運営施策に係る課題
- ・IR・カジノ・万博などによる港湾の再開発に係る課題

政策推進懇談会(全港湾)

春闘前段に政策推進懇談会を開催し、全国港湾秋年末中央行動における行政交渉の経過を基に、意見交換をすすめ、諸問題の解決に向けて取り組みをすすめます。

## 4. 介護家政職労働者のたたかい

介護事業で働く仲間の労働条件向上と介護を受ける側の充実した質の向上を目指し、運動方針を基本に厚生労働省などの行政交渉を取り組みます。

## 5. 雇用保障闘争について

(1) 日興サービス分会闘争

2022年5月27日に最高裁より「上告不受理」となった日興サービス分会闘争は、司法の場でのたたかいは終わりましたが、労働組合としてのたたかいは場に移りました。しかし、残念ながら22年中央港湾団交の長期化により、全国港湾指定事業体部会、または検数検定小委員会が開催されず、日検を交渉の場へ出すことすらできませんでした。2022年11月28日の第6回中央港湾団交(続々会)でようやく22春闘は妥結することができ、指定事業体問題では、「21春闘協定及び覚書」の履行と、指定事業体からの労働者の採用などの取り組みが円滑に行えるよう支援を行う。具体的な進め方については、労使で継続的に協議し、早急に解決を図る」という文言を協定化することができました。今後は労使による誠意を持った交渉の中で早急に本体への採用を一番に、取り組みをすすめていきます。

(2) 能代闘争

能代運輸が新たな動きを見せています。秋田港の国際コンテナターミナルへの進出を諦めたのか、今度は、かつてコンテナを取り扱っていた大浜地区へ自社での大型クレーンを使ってのコンテナ船の取り扱いを自論んでいます。確かな情報ではありませんが、国交省にも問い合わせをするなど、水面下での動きが見えています。国交省港湾経済課には再三にわたって、免許の限定解除は許さないと交渉を行っています。行政手続きを理由に「申請のあったものは受け入れないといけない」ということや「申請者の情報や内容は答えられない」など、港湾運送事業法第1項の「港湾運送に関する秩序を確立し、港湾運送事業の健全な発展を図り、もって公共の福祉を増進する」ことを目的とする同法は関係ないかの如くの対応です。これに対し、全国港湾でも「秋田港における産別労使協定順守と港湾運送秩序の確立」を目指し、取り組みを進め、22春闘要求課題として日港協へ要求した結果、「東北地区労使が合意した、確認書を尊重し、港運秩序に資する取り組みを早急に講じる」ことを確認させましたが、能代運輸に対しての産別協定順守させる取り組みが必要で、今後も東北地本、秋田支部との連携を密にし、日港協にも協定を履行する取り組みを強化していきます。

(3) 本四架橋闘争について

国交省が、2020年7月2日に全国の高速道路について、新型コロナウイルス感染症予防対策の一環として、高速道路利用者料金所係員との接触機会をなくすため、料金所係員を廃止し無人のETC専用としたことを受け、本四高速株式会社は、2023年3月末で神戸淡路鳴門自動車道の東浦インターチェンジを、2030年で瀬戸中央自動車道の水島インターチェンジをETC専用化すると明らかにしました。これを機にETC専用化に向け拍車が掛かり、全港湾が全国的な闘争を繰り広げて設立させた、第三セクターの「徳島ハイウェイサービス(株)」の料金収受業務に就いている組合員の雇用と職域が奪われます。これまでの本四架橋にかかわる諸問題も含めて、早急に国交省へ申し入れ、雇用保障の取り組みをすすめます。

(4) 国際コンテナ・国際バルク戦略港湾について

国が選定した国際戦略港湾に、将来利

ための転換円滑化」施策の取り組みを早い段階で企業に求め、労働条件の向上や大幅賃金引き上げに必要な適正料金確保につながる取り組みをすすめます。

便性の高くなる港に製造業が集中したことで、港労働者の雇用や職域が奪われる事案が起きています。国の責任を認めさせるため政策推進議員懇談会の活用や要請行動などを強化し、雇用・職域を奪われた港労働者の雇用確保や補償を求める運動を展開します。

(5) 国交省の進める自動化・機械化について 10月開催の中央事前協議の場において、「RTG遠隔操作化事業導入における稼働の申請」が新たに、名古屋港鍋田ターミナル(T2)と清水港新興津ターミナルの2件が出されました。この2件については、組合側の「視察・現認」が必要として、年内にも視察予定としています。全港湾は基本方針通り、RTG遠隔操作化事業導入にあたっては、港労働者の雇用と職域、さらには港運事業者の事業継続を守るため、「港湾におけるRTGの遠隔操作化に関する確認書」並びに「関係港における確認書」の遵守を絶対条件として、体制の合理化に反対する取り組みをすすめます。

(6) 国の進める石炭火力発電所休止計画について 国の打ち出した脱炭素政策によって、輸入石炭を扱っている港に問題が起き始めています。石炭を主要貨物としている北海道留萌港では、2027年に石炭火力発電所の廃止が発表されており、雇用・職域確保に向けた運動が急務となっています。その他の港においては、関係各所に要請を行うなどの取り組みを行っています。具体的な情報も得られない状況にあります。

引き続き国土交通省や資源エネルギー庁などへの要請行動を強化し、さらには「全港湾政策推進議員懇談会」も活用し、国の脱炭素政策で雇用を奪われる組合員への具体的な解決策を求めます。

**6. 労働者ならびに国民的諸課題のたたかい**

年次運動方針にもつぎ、労働者並びに国民的諸課題に対し、積極的に取り組むことを基本に、要求の一致を基本に地域の労働組合、諸団体と連携し、幅広い共闘体制の確立を目指し取り組むこととします。

(1) 大企業優遇政策の転換と同時に国民の負担が増加する消費税に反対し、全国一律の最低賃金を目指します。

(2) 後期高齢者の医療窓口負担増や生活保護基準の見直しなど、あらゆる社会保障制度の改悪に反対します。

(3) 公的年金制度の改悪に反対し、老後の安心を保障する年金改革を求めます。

(4) 日本の農業に大きなダメージを与え、食の安全を脅かし、また、医療保険の自由化・混合診療の解禁により、国保制度の圧迫や医療格差が広がりがねない環太平洋パートナーシップ協定(TPP)には断固反対します。また、これまで重要5品目であった農産品分野や医薬品分野、特許権分野など国内産業を脅かす自由貿易協定(FTA)に反対します。

(5) ギャンブル依存症の増加や治安の悪化、物流の重要拠点である港湾の雇用と職域へも多大な影響を与えるIR推進法によるカジノ型リゾート施設に反対します。

(6) 外国人実習制度や研修制度に不備を残したままの施行に反対し、是正を求めます。

(7) 育児・介護休業法の改正と男女雇用機会均等法の改正に伴う労働協約の締結を各地方・支部で締結します。

(8) 入札職場において安定した労働条件の確保を第一に、労働者の権利を侵害し、労働組合を忌避する悪質企業と対峙するため公契約条例の制定を求めます。

(9) 個人情報保護法が一次的に管理するマイナンバーに反対します。

(10) 安心・安全が担保できないライドシェアの導入に反対します。

(11) 機密漏洩時の罰則規定やプライバシー・個人情報保護の観点と心理的負担を強いる裁判員制度に引き続き反対します。

(12) 裁判員制度に比べ、極端に閉鎖的で問題の多い、検察審査会制度に反対します。

(13) 国家による個人情報の「集中管理」が進

み、「監視社会」につながる危険性のあるデジタル庁の政策に反対します。

**7. 反戦、反核、平和と民主主義、環境を護るたたかい**

運動方針にもつぎ、平和憲法を護り、憲法9条に対する集団的自衛権行使容認反対、安保条約破棄、反基地闘争、脱原発と環境をまもることを基本に、幅広い労働団体の共闘を取り組むこととします。ただし、新型コロナウイルスの感染状況を見て行動の範囲を検討します。

(1) 平和憲法の理念をまもり、憲法改悪に反対します。

(2) 秘密保護法・戦争法制・共謀罪の廃止を求めます。

(3) 辺野古新基地建設反対、反基地闘争、日米安保条約破棄を取り組むとともに、米国防属の中ですめられる米軍新基地建設や自衛隊の軍事強化に反対し、米国の言いなりとなる根拠ともいえる日米安保条約を破棄する取り組みをすすめます。

(4) 軍事費増強の動きが加速しています。憲法9条を基本にしてきた戦後日本の在り方を根本から転換して軍事国家づくりに反対し、憲法違反の敵基地攻撃能力の保有と、財源を国民に求めるなど国民生活を壊すような軍事費増強の議論を直ちに中止することを求めます。

(5) 教育への国家統制強化となる教育基本法の改悪や教育の反動化に反対します。

(6) 原発ゼロの社会を目指し、再稼働反対、再生可能エネルギーの増強を求める次の取り組みをすすめます。

(1) 福島原発事故による自主避難者や帰還困難区域避難者への国の責任による賠償の継続を求め、震災復興支援の拡充を求めます。

(2) 原発技術の輸出に反対します。

(3) 福島第一原発事故を風化させないため、未曾有の経験を将来につなぎ、安心して暮らせる社会を取り戻すために「脱原発フクシマ連帯キャラバン」行動を積極的

的に取り組みます。

(4) 東海村臨界事故を経験として、一刻も早い原子力発電所の閉鎖と再生可能エネルギーへの転換を求めてJCO集会を取り組みます。

(7) 自然環境を保護し、環境破壊反対の取り組みをすすめると同時に再生可能エネルギーや自然エネルギーの活用を促進を求めます。

(8) 労働運動や市民運動に対する監視社会など、人権侵害と秘密保護法に反対します。社会に存在するすべての差別に反対し、ジェンダー平等など人権擁護のたたかいをすすめます。

**8. 選挙闘争について**

(1) 2023年春の統一地方選の投票日を定める特例法が11月11日の参院本会議で可決、成立しました。道府県と政令指定都市の首長・議員選挙は4月9日、政令市以外の市区町村の首長・議員選挙は同23日となりました。主に23年3月1日から5月31日まで任期が満了する首長や地方議員の選挙が対象となります。北海道や神奈川県、大阪府など9道府県の知事選などを含む見込みです。

(2) 新型コロナウイルスの高齢化、宗教問題を抱える中で「統一地方選挙は試練」とされていますが、支持率下落に悩む自民党も正念場としています。結果次第で党内の岸田首相支持に影響が出る可能性もあると言われており、自公政権に退場を促す選挙となります。

(3) 全港湾はこの統一地方選挙において、正しい政治、正しい民主主義を取り戻すために、選挙闘争を全力で推し進めるとともに、労働者の立場に立つ地方議員を当選させることを目指します。

(4) 4月上旬に地方代表者会議を開催し、最終的な具体的戦術を決定します。二波、三波の行動を構築して粘り強くたたかう体制を構築します。

**IV. たたかいのすすめ方について**

**1. たたかいの基本姿勢**

(1) 職場を基礎に全国統一闘争を組織し、実力闘争を基本にたたかいをすすめます。

(2) 全国港湾の制度闘争は、地区港湾に結束し、産別闘争の強化を図ってたたかいます。

(3) 交通労働協の政策要求や諸行動については、全港湾の要求実現のため積極的に共闘します。

(4) 中小企業労働者、非正規雇用労働者との連帯を強め、地域運動を強化し、可能な共闘をすすめます。

(5) スト権確立確認にあたっては、全港湾の要求と全国港湾の要求について別々に分けて確認します。

市の首長・議員選挙は4月9日、政令市以外の市区町村の首長・議員選挙は同23日となりました。主に23年3月1日から5月31日まで任期が満了する首長や地方議員の選挙が対象となります。北海道や神奈川県、大阪府など9道府県の知事選などを含む見込みです。

(2) 3月の第1回回答指定ゾーンの交渉では、賃上げ回答の促進を行い、産別課題の前進を目指します。

(3) 3月中旬の中央団交前後に地方代表者会議を開催し、第1回回答指定日以降の具体的な闘争戦術を決定します。

(4) 3月23日(木)中央闘争委員会(予定)では、各地方本部の第1回回答状況について協議します。

(5) 4月上旬に地方代表者会議を開催し、最終的な具体的戦術を決定します。二波、三波の行動を構築して粘り強くたたかう体制を構築します。

**4. 闘争体制の確立**

(1) 要求提出後、回答指定日までの間に交渉をすすめるため、4月上旬・港湾産別春闘解決後、直ちに中央港湾団交参加の中央執行部による地方代表者会議を開催し、統一回答指定ゾーンの設定、解決を求めるたたかいをすすめます。全国港湾の統一行動と連携した闘争体制を堅持します。

(2) 労働関係調整法については、中央本部で一括での手続きとします。なお、全国港湾の産別要求についても全港湾中央本部で申請を行ないます。

(3) 妥結については、中央と地本・支部が連絡を取り合い、たたかいをすすめます。

(4) 3月23日(木)に開催する中央闘争委員会において、産別到達協定(産別最賃、週休2日制、時間外計算基礎分母)の各地方取組状況及び春闘交渉経過、ストライキ戦術等を協議し、闘争体制を確立するとともに情報を共有します。

(5) 要求書提出後「全港湾FAXニュース」を週毎に発行するとともに、山場では随時発行し情報交換、教宣活動を強化します。

**3. 闘争日程**

地方春闘討論集会の開催

1月上旬 ～1月下旬 第44回中央委員会

1月31日(火)～2月1日(水) (シーパレス)

2月7日(火)～2月8日(水) (シーパレス)

2月15日(水)

全国港湾第1回中央団交

産別制度政策要求提出

2023春闘要求提出

3月1日(水)まで

スト権の確立確認

3月1日(水)まで

第1回統一回答指定日は3月14日(火)

**2. 要求書と協定書**

(1) 要求書は中央、地方、支部の連署として提出します。

(2) 要求書の内容は賃金引き上げとします。

(3) 中央、地方の統一要求の協定書は、各級